

## I 利用の許可等

利用許可申請に係る利用が、次のいずれかに該当するときは、当該利用を許可しないものとする。

### 1 社会教育法第23条及び前橋市公民館条例2条の目的に反すると認めるとき。

社会教育法第23条の規定により禁止されている「営利、政治及び宗教行為」及び前橋市公民館条例第2条における公民館の設置目的（市民のために実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって市民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること）以外の目的の事業については、利用の許可をしない。

#### (1) 「営利」に該当するとき。（社会教育法第23条第1項第1号関係）

- ① 学習活動等のうち、主たる目的が物品の売買又は企業の広告・宣伝にある等、営利を追求するものであるとき。
- ② 市民の学習活動等において、講師謝礼金が著しく高額であるとき。
- ③ 講師が参加者を募り、参加費を徴収して行う学習会、講座。

#### (2) 「政治」に該当するとき。（法第1項第2号関係）

- ① 政策又は政治に関する学習活動等のうち、その事業の参加者にとどまらず、公民館利用者一般に対する示威的行為又は勧誘を伴うものであるとき。
- ② その他公民館の政治的中立性に対する市民の信頼を害するような政治的活動を行うとき。

#### (3) 「宗教」に該当するとき。（法第23条第2項関係）

- ① 特定の宗教の儀式又はその布教若しくは勧誘を伴う活動であるとき。
- ② その他公民館の宗教的中立性に対する市民の信頼を害するような宗教的活動を行うとき。